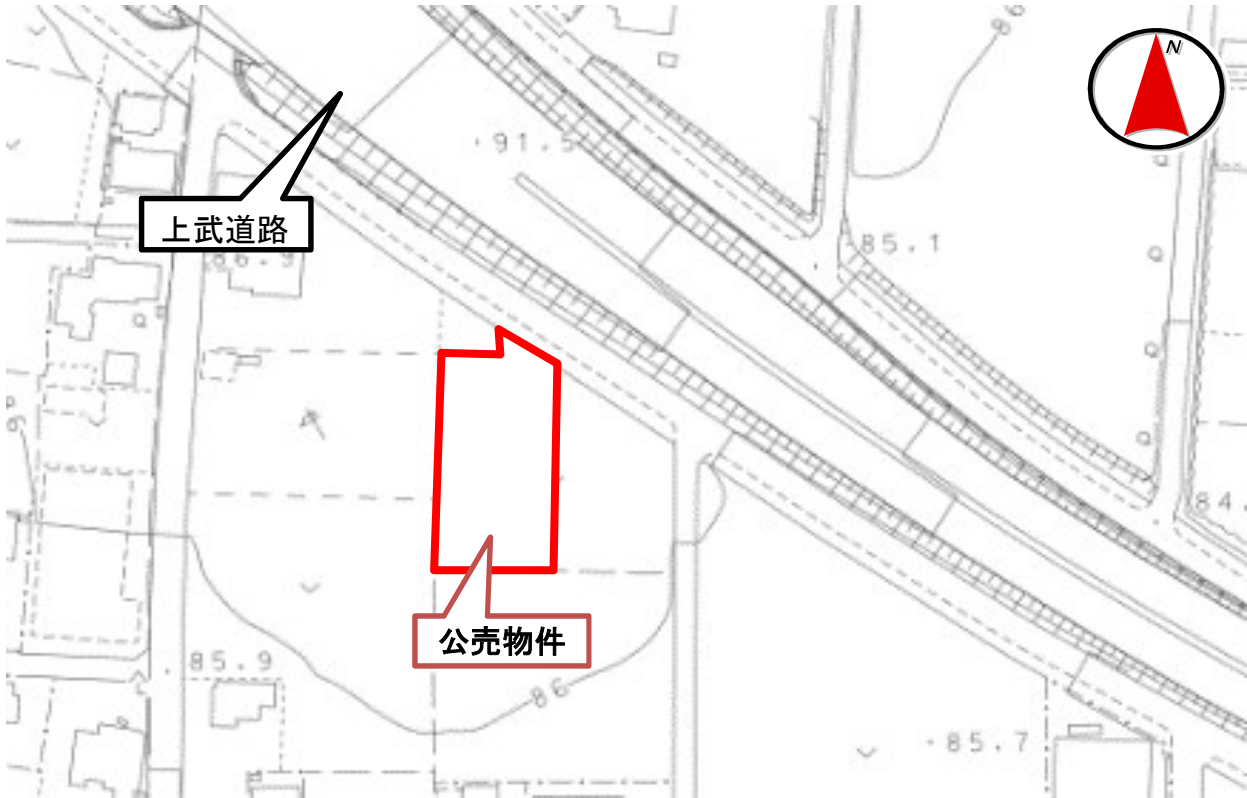


物 件 明 細 書			
売却区分番号	前橋市－1	見積価額	金3,360,000円
		公売保証金	金340,000円
財産の表示 (土地) 1 所 在:前橋市二之宮町 地 番:1371番1 地 目:雑種地 地 積:1.097㎡ (以上登記簿による表示)			
物件の位置	JR両毛線 駒形駅の北東方 約2.0km(直線距離)		
主な公法上の規制	都市計画区域	市街化調整区域	
	用途地域	－	
	特定用途制限地域	－	
	建ぺい率(指定)	70%	
	容積率(指定)	200%	
接道状況	北東側 幅員約9.0mの舗装国道に概ね等高接面。 ただし、ガードレールが設置されているため、車道からの出入りができない状態です。ガードレールの撤去等については道路管理者(高崎河川国道事務所)との協議が必要です。		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦	
	画地条件	間口 約17m 奥行 約49～59m	
	形状	不整形	
	供給施設	水道:無し 公共下水道:無し	
使用状況等	賃貸借契約に基づき賃借人が露天資材置場として隣接する土地と一体利用しています。 穴が掘られている箇所や土砂が堆積している箇所があります。		
特記事項	1 土地見取図、その他図面、写真は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。 2 埋蔵文化財包蔵地(前橋市0304遺跡)内です。工事を行う場合には、文化財保護法に基づく届出が必要となります。詳細は前橋市文化財保護課(027-280-6511)にお問合せください。 3 隣接する土地は公売の対象外です。 4 設置されているメッシュフェンスは賃借人が設置したものです。撤去等については設置者との協議が必要になる可能性があります。 5 建物の建築については、前橋市建築指導課(027-898-6754)にお問い合わせください。		
注意事項	1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2 前橋市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等についても、すべて買受人自身で行ってください。 3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付があった時とします。 なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これに従います。 7 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。 8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。 9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに前橋市へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。 10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。 11 公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札等をすることができません。		
その他事項	本物件は、消費税法上の非課税財産です。		
問い合わせ先	前橋市役所 収納課 収納第四係 電話 027-898-6230(直通)		

公売財産周辺地の概要図

売却区分 番号	前橋市 -1
------------	-----------

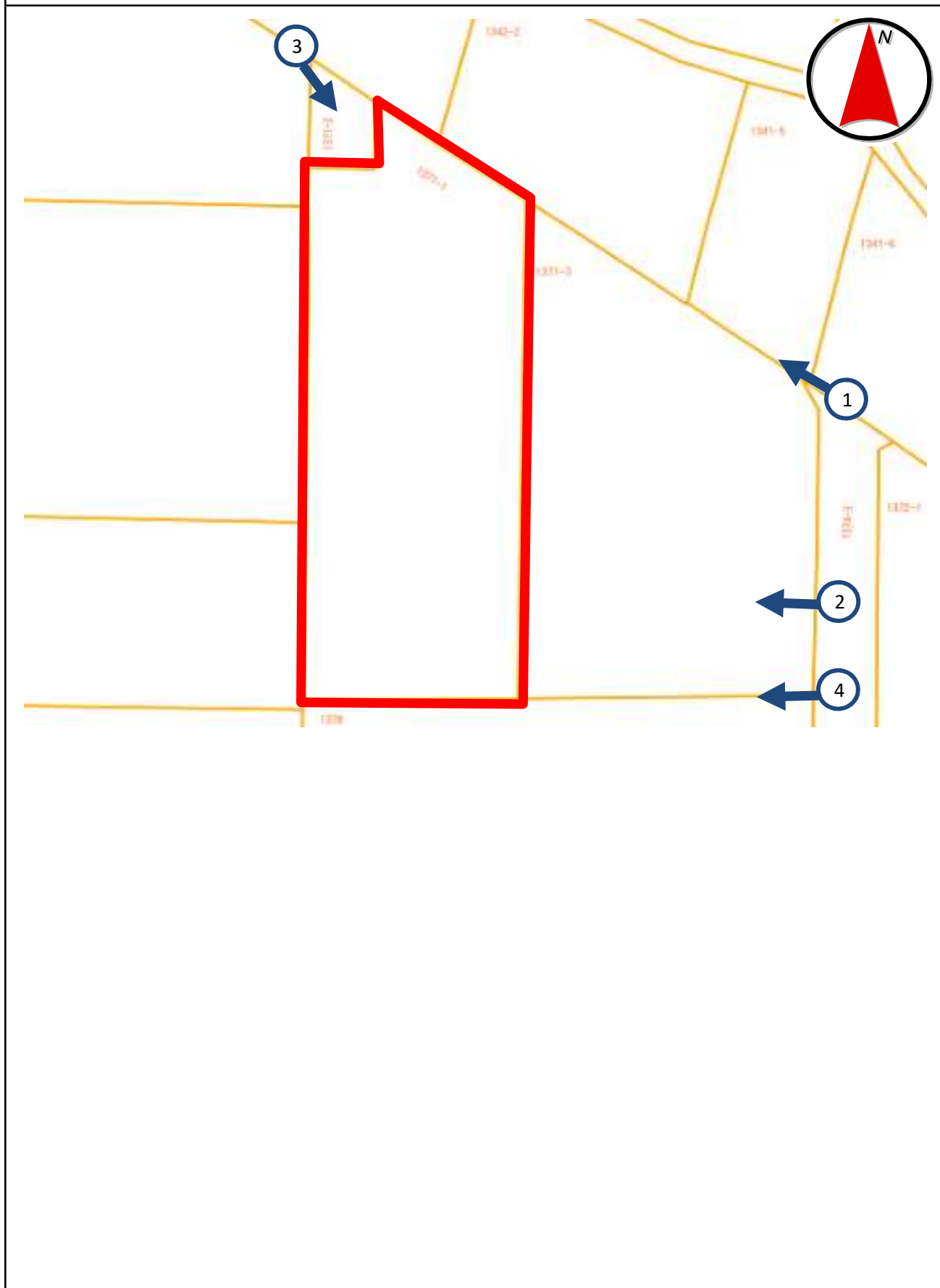
公売財産周辺地の概要図



土地の見取図

売却区分 番号	前橋市 -1
------------	-----------

土地の見取図



売却区分 番号	前橋市 -1
------------	-----------

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



写真番号①



写真番号②



写真番号③



写真番号④